

2025 年 3 月 3 日

外貨普通預金口座の預金取引停止等のお知らせ

外貨普通預金規定第 10 条第 4 項に基づき、一定の期間ご利用のない外貨普通預金口座につきましては、不正利用の防止等のため、下記のとおり預金取引を停止※し、またはお客様に通知することにより預金口座を解約させていただく場合がございます。

長い間ご利用になっていない外貨普通預金口座がございましたら、お取引店にご確認下さい。

記

1. 外貨普通預金口座の預金取引が停止される場合

外貨普通預金口座において、最終のお預け入れ、払い戻しから 10 年以上利息決算以外の入出金がない口座は、原則として預金取引を停止させていただきます。

なお、預金取引が停止されている場合でも、口座に残高がある場合には、所定の手続きを行っていただくことで、払い戻しを行うことができますので、お取引店の窓口へお申し出ください。

2. 外貨普通預金口座が解約となる場合

外貨普通預金口座において、最終のお預け入れ、払い戻しから 10 年以上利息決算以外の入出金がない外貨預金口座で残高がない場合は、原則として預金取引を停止※し、お客様にご通知のうえ、口座を解約させていただきます。

※「預金取引の停止」

預金取引の停止に際しましては、お客様へのご通知は行いません。

また、預金取引が停止されると、当該口座をご利用できなくなることから、預金取引の再開をご希望される場合には、新しい口座を開設していただくことになります。

以 上